

53 航空機科廃止・工業物理科新設とともになう学則改正の件
認可

〔昭和二十年十一月〕

校学八五号 (注記¹) (印) (注記²) (注記³) (印) 理事官 (山下) (注記²)

専門教育課長 (印) (西川) (印) (望月)

(注記³)

学校教育局長 (代) (加筆) (印) (田中) 教学官 (印) (田中) 次官 (印) (大村) 文書課長 (印) (西崎) (内藤)

私立専門学校学則改正認可ノ件

指令案

(注記⁵)

中央工業専門学校設立者

財団法人中央大学

昭和二十年十一月三十日附申請中央工業専門学校学則改正ノ件

認可ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考 終戦後ノ新事態ニ即応從来ノ航空機科ヲ廃シ之ヲ工業物理科□改メントスルモノナリ、其ノ他学則中軍事関係ノ項条ヲ削除セル外特ニ変化ナシ

学則変更申請書

(注記6)

昭和二十年〔二〕〔十一〕月三十日
(抹消)(加筆)

財団法人 中央大学

理事長 林 賴三郎 印

本財団ハ理事会ヲ昭和二十年十月一日十時中央大学ニ開催シ理
事長林賀三郎議長トナリ満場一致ヲ以テ左記ノ事項ヲ決議ス

事 項

文部大臣 前田多門殿

中央工業専門学校学則変更ノ件

理事長 林賀三郎 印
理事 片山義勝 印

吉益俊次 印

首題ノ件ニ付キ別紙理由書ノ趣旨ニ因リ学則変更致度附属書類
添付ノ上申請ニ及ヒ候間特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被下度此段
御願ニ及候也

前田米蔵 印

二神駿吉 印

三橋市太郎 印

泉二新熊 印

附属書類

一、学則変更申請書

一、学則変更理由書

一、理事会決議録

一、学則

(以下の史料は「旧学則」を上段に、「改新学則」を下段に配
置し対応させているが、編集上「改新学則」は「旧学則」の
改正部の後に〔 〕を付して挿入する。)

旧学則

中央工業専門学校学則

第一章 総 則

曩ニ本財團中央大学ノ設立ニ係ル中央工業専門学校ハ航空機科、
機械科ノ二科ヲ設置シ國策ニ添フテ銳意工業ニ須要ナル高等ノ
學術技芸ヲ教授シ以テ技術者ノ養成ニ努力シツ、アリシ処八月
十五日ノ終戦ノ結果時局ニ鑑ミ航空機科ヲ廃止シ之ニ更フルニ
別紙學則変更ノ通り教授課目ニ基キ工業物理科ヲ設置シ本校ノ
目的ニ邁進セントスルモノナリ第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ工業ニ須要ナル高等ノ學術技
芸ヲ教授シ皇國民タル資格ヲ練成スルヲ以テ目的トス
〔采線〕
第二条 本校ノ学科及生徒定員左ノ如シ

機械科

一〇〇名

決 議 錄

航空機科

一〇〇名

(改新学則)
第二条 本校ノ学科及生徒定員左ノ如シ

機械科 一〇〇名
工業物理科 一〇〇名

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第五条 休業日ハ左ノ通リトス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルベシ

四月一日ヨリ五日ニ至ル

七月二十一日ヨリ八月二十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 本校ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証明書ヲ授与ス

第二十九条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 各科ノ修業期間ヲ三学年トス

第二章 学科課程

(朱線) 第八条 各学年ノ学科目及毎週教授時数ハ左ノ如シ但シ学校長

体 練	教 (朱 線)	人 文	道 義	學 科 目		授 教 時 數	備 考
				總 時 數	每 週 教 授 時 數		
一一〇		三一五	一四〇	一〇五	一	学年第一	
二		三	二	一	一	学年第二	
二		三	二	一	一	学年第三	
二		三	一				

第九条 各科ノ学科課程、其ノ配当及授業時間左ノ如シ

(改新学則)
第八条 各学年ノ学科目及毎週教授時数ハ左ノ如シ但シ学校長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ二時間以内ヲ増加スルコトヲ得

本校授業時間ハ午前八時ヨリ午後五時ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ学校長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ二時間以内ヲ増加スルコトヲ得
若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

本校授業時間ハ午前八時ヨリ午後五時ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ学校長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ二時間以内ヲ増加スルコトヲ得
若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

ニ於テ必要ト認ムル場合ハ各学科目ノ毎週教授時数ハ其学科目ノ総教授時数ヲ短縮セザル範囲ニ於テ臨時之ヲ変更シ又ハ休業期間ニ於テ演習、実験、実習、及教練ヲ課シ若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

本校ノ授業時間ハ午前八時ヨリ午後五時ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ学校長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ二時間以内ヲ増加スルコトヲ得
若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

卷之三

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トス

四庫全書

(下) 札 2)

〔改新學則〕

上業物理科

第一学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トス

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ
実業教員志望者ニ限り必修トス

第三学年ニ於ケル選択科目ハ1. 2. ヲ一単位トシ 3.
4. ヲ一単位トシテ何レカラ選択シ必修スルモノトス

第三章 入学、休学、退学及除名

第十条 入学ヲ許可スベキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トシ其資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一、中学校卒業者及第四学年修了者

二、高等学校尋常科修了者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

二、高等学校尋常科修了者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四、高等学校入学者検定規定ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

五、其他文部大臣ニ於テ中等学校第四学年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト指定シタル者

第十二条 入学志願者定員ヲ超過シタル場合ニハ入学試験ヲ課ス

等十二条 同等ノ学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得学科課程中他校ニ於テ終了セザル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フベシ

(注記7)

(抹消) 二、高等学校尋常科修了者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

第十四条 入学期ハ学年ノ始メトス但シ第十二条第二十二条第二項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限りニ在ラズ
 第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証書ヲ差出スベシ
 第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス
 保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任ズベキモノトス
 第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スベシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同ジ
 保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ヅベシ
 第十八条 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニ因リ満二ヶ月以上修学スル能ハザルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添付シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得
 第十九条 給費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失ス
 第二十条 陸軍海軍ノ現役ニ服スル者及ビ召集中ノ者ハ其ノ期

限第十八条ニ準ジテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

(「改新學則」)
〔本条削除〕

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セムトスル者ハ保証人連署ノ上届出ツベシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一、学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、出席常ナラザル者

三、何等ノ理由ヲ以テスルニ拘ラズ引続キ一年間欠席シ又ハ正当ノ事由ナク一箇月以上欠席シタル者

第二十条ノ規定ハ前項ニ因リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第四十五条又ハ第四十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタルモノ四箇月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルベシ

第四章 試験

第二十四条 試験ハ学年試験及ビ卒業試験トス学年試験ハ毎学年末ニ行ヒ卒業試験ハ第三学年ノ終リニ之ヲ行フ

第二十四条ノ二 病氣其ノ他相当ノ理由ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニ対シテハ銓衡ノ上追試験ヲ行フコトアルベシ追試験ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又口述

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付六十点以上ヲ得タルモノ

ヲ以テ合格トス
(未線)

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニアラザレバ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

休学シタルモノハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ズ

但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限りニ非ズ

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニアラザレバ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

休学シタルモノハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或ル科目ニ就キ二箇年内ニ試験ニ合格セザル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ズ試験ヲ受ケズシテ在学スル者亦同ジ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但シ書ノ規程ニ拘ラズ其ノ追試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十四条ノ規定ニ依リ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スベカリシ期間在学シタルモノトシテ在学期間ヲ計算ス第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタルモノニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其

ノ在學期間ニ通算ス但シ學年ノ始ニ於テ第一學年ニ入学シタルトキハコノ限りニ非ス

第二十九条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

學年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニ非ラザレバ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三十七条 紿費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セザル事實アルトキハ直チニ之ヲ免ス

第三十八条 登校スルトキハ必ず制服、制帽、靴又ハ上草履ヲ用フベシ

第五章 学 費

第三十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金拾円ヲ納ムベシ

第三十一条 授業料ハ第一學年ハ（ママ）円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムベシ

第一期 四月 金（ママ）円
第二期 九月 金（ママ）円
第三期 一月 金（ママ）円

第三十二条 學年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十三条 在學中ハ欠席シタルトキト雖授業料ヲ免除セズ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第六章 納費生及特待生

第三十五条 校長ハ生徒中ノ學術優等品行方正ナル者ヲ銳衝シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 納費生ニハ當該學年間年額金五百円ノ學資ヲ給与シ特待生ニハ當該學年間授業料ヲ免除ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等學

第八章 徵 戒

第四十五条 校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ズ

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等學

第三十九条 登校スルトキハ生徒証ヲ携帯スベシ
第四十条 授業中ハ勿論放課中タリト雖秩序ヲ重ンジ静肅ヲ旨之ヲ携帶セザルトキハ退場ヲ命スルコトアルベシ
第四十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得ザル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クベシ
第四十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍、住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク届出ツベシ
第四十三条 三日以上欠席セムトスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツベシ但シ七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス
第四十四条 欠席届出ノ日数ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ一箇月ヲ超エ事由尚ホ止マザルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第六章 納費生及特待生

第八章 徵 戒

第四十五条 校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ズ

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等學

第六章 納費生及特待生

第八章 徵 戒

第四十五条 校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ズ

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等學

校ニ通知ス

(下札2)

第四十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ズ

第四十七条 第二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命ジタルトキ

ハ其ノ旨父兄及証人ニ通知ス

附 則

一、本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

工業物理科ノ課程ハ本省ニ於テ別途考慮中ナリ。」

〔中央工業専門、久我山工業専門、都立工業専門、
23冊〕文部省④ 3A, 9-4, 256 第20

(注記1)

「□ □ 20 · 12 · □ / 発送済」

(注記2)

「昭和二十年十二月七日起案⑩」

(注記3)

「検定昭和20月12月20日」「完結」

(注記4)

「回付月日 十二月十九日／文書 十二月二十日／次官」

「一」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「記録掛 22 · 11 · 21 / 受領」

(注記6)

「文部省／昭20 · 12 · 6 / 校学85」

(注記7)

「回」

(下札1)

〔金我
⑤種別 わ一ノ六ノ二／連繫／登録追加／件名 東京都、中
央工業専門学校、学則〔中〕改正認可／番号／結了年月日
20、11、10／保存年限
／枚数」